

## 和歌山大学と高野山大学との教育研究に関する連携協定書

和歌山大学と高野山大学（以下「両大学」という。）は、相互の緊密な連携を通じて、双方の教育研究活動の推進及び活性化を図り、教育面での交流、研究成果の相互活用を促進し、歴史、伝統、文化を理解する深い教養をそなえた人材の育成、学術及び文化の継承、発展に寄与することを目的としてこの協定を締結する。

1. 両大学は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。
  - (1) 学術研究に関すること
  - (2) 教員及び学生の派遣及び交流に関すること
  - (3) 地域貢献に関すること
  - (4) 国内外の機関等との連携に関すること
  - (5) その他、両大学が必要と認めること
2. 本協定の実施について必要な事項は、両大学の協議により別に定めるものとする。
3. 本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、有効期間は3年とする。ただし、その満了日の1カ月前までに両大学のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様の取扱いとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方各1通を保有する。

平成25年7月30日

和歌山大学長

高野山大学長

山本健慈



藤田光寛

